

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第5号

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（昭和59年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第2条 市長等の給料は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>1,137,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>925,000円</u>	(給料) 第2条 市長等の給料は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>1,120,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>911,000円</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(総務部人事課)